

どのような観点で行政と議論したのか

平成26年7月に行政より提示された基本計画素案が、特別委員会において議論され、問題点や疑問点につき行政側の見解を質しました。主な論点は3つあり

議会が抽出した7つの課題と10の政策提言

1. 個性ある地域づくりの推進と更なる一体感の確保
政策提言 1 地域づくり活動の促進に向けた仕組みづくり
2. 人口減社会におけるあらたな行財政運営
政策提言 2 民間の力を活かした行政能力の集約化・効率化
政策提言 3 地域の実情に応じた柔軟な行政運営の推進
政策提言 4 限られた財源の有効活用と財源の確保
3. 元気・安心社会の実現
政策提言 5 高齢者が生き生き暮らせる健康長寿社会の構築
政策提言 6 すべての子どもが健やかに育つ環境の整備
4. 観光まちづくりへの転換
政策提言 7 観光まちづくりへの転換による産業力強化と雇用拡大
5. 都市施設(公共施設)整備の方向性
政策提言 8 公共施設の適正配置と整備
6. 安全で安心して暮らせる社会の実現
政策提言 9 災害に強いまちづくり
7. 環境と共生したまちづくり
政策提言 10 自然環境を守り、活かすまちづくり

議会は計画の位置づけや、計画手法の改革への流れを主導する一方の柱として行動するが求められます。行政側も議決を経なければ決まらぬ自治体計画という面を認識してその策定に当たらなければなりません。そうした点についての認識の違いから、計画策定の指針が行政内部で一本化されているのか、計画全体のコントロールについて問題はないのか等多くの疑問点が指摘されました。

方自治体の総合計画の位置づけは各自治体の自主的判断に委ねられ、高山市も「総合計画条例」で対応することとしました。

その際、2層制で(基本計画と実施計画・財政計画)総合計画を策定すると定めましたが、肝心なことは基本計画の冒頭部分において、これまで基本構想で述べてきた政策の前提となる行財政の分析と、向かうべき改善の具体策及びその方向を明示すること、今後のあるべき姿を明示する記述が欠かせないという点です。

二つ目は総合計画を2層制としたことに対する行政側の認識の欠如です。地域主権改革に伴う基本構想の策定義務が外れたため、地

今後の問題点の核心部分は「人口減少社会」にどう対応していくかであり、その観点からの政策の方向性を明示するべきであると議会側は主張しました。

三つ目は誰がコントロールしてどう組み立てているのか、策定段階での戦略性について

自治体経営の指針

分野別計画の記述と序章から一章、二章までの記述の整合性が取れているのか、第三章の分野別計画の記述に絞っても、計画行政の数値目標に一貫性がないのでは等多くの問題が議会から指摘されました。

政策と施策の方向性を定め、自治体経営の指針を示すのが基本計画であり、計画行政の要です。その執行に責任を持つのが行政の役割であり、行政は司令塔としての役目を果たさなければなりません。また、政策の柱をゆるぎないものにするのが個別計画であり、10月の特別委員会では、行政に対し一本の筋を通す努力を求めました。

こうした議論を踏まえ最終的に調整された基本計画案が3月議会に上程され、可決されました。

今後の課題は何か

「経済と雇用」・「環境とエネルギー」・「文化とひとづくり」の三つの重点プロジェクトを中心に策定された高山市第八次総合計画ですが、これとは別に、今後は地方創生の掛け声のもと、地方版総合戦略を策定していくことになりま

高山市は「地方版総合戦略は第八次総合計画を補完する位置づけで平成27年度に策定に向かう」との方針を打ち出しています。

検証と評価のための成果指標の設定とアウトカム指標の問題については、八次総では少し弱い部分でもあり、この機会にさらに検討を加え充実してほしい課題です。また年度ごとの政策の見直し(ローリング)についても、3年間の実績で評価し、後期計画に活かすなど、改善へ努力が必要と感